

令和3年度第9回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年12月9日(木)
2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)
3. 開 会 令和3年12月9日午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	2番 土山 秋吉	4番 徳永 章
5番 中嶋 英徳	6番 石井 裕	7番 嶋田 正忠
8番 宮本 静子	9番 木山 倫彦	10番 増岡美知子

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	城戸 祐樹
長洲・清里区域	坂井 隆浩	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

3番 杉本 和明

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋

農業委員会事務局 書記 前田 敦

農業委員会事務局 書記 濱井 翔太

農林水産課 課長補佐 大賀 留美

10. 提 出 議 案

報告第15号 許可不要転用届について

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第33号 農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

事務局… 定刻前ですけど、おそろいですので始めたいと思います。起立。礼。着席。

それでは、ただいまから令和3年度第9回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、濱北会長より御挨拶をお願いします。

濱北会長… 皆さん、改めまして、おはようございます。

挨拶ということで、何を話そうかなと思いましたが、挨拶ということで12月ももう今年最後の定例会でございます。月日の経つのも早いもので、今年もあと20日余りとなりましたが、今年は台風は1回だけ、北部九州のほうを通過して東北のほうに流れた、あの台風が一つだったかな。これは大したことなかったように思います。7月、8月の長雨、それから豪雨、それから、8月、9月の真夏の暑さ、今年は異常になんか暑かったように感じます。本当に暑い中、皆さん御苦労さんでございました。

コロナも今、落ち着きつつありますけど、今日の新聞では、24日間、熊本県は感染者がゼロだと、非常にいいことだなというふうに感じておりますが、中によっては今が一番大事な、今が一番注意をする時だということも言われておりますので、もう少し様子を見る必要があるかなというふうに思います。

それから、もうあと20日余りで正月を迎えますが、毎年毎年言いますけど、本当に来年こそはいい年になってくれたらいいかなというふうに思いますが、来年こそは本当にいい年が来るように家族で迎えていただきますようお願いをいたしたいと思います。

今日は第9回の定例会でございます。よろしく願いいたします。

事務局… それでは、本日の欠席委員の御報告をいたします。3番杉本委員より欠席の届出の連絡がっております。

本日の出席委員は10名中9名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いいたします。

濱北会長… はい、分かりました。

それでは、これより議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第15号「許可不要転用届について」、報告第16号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第31号

「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第33号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

規定に基づき本日の議事録署名委員は、8番宮本委員、9番木山委員にお願いをいたします。

それでは、早速議事に入ります。1ページです。

報告第15号「許可不要転用届について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局長… 報告第15号、許可不要転用届出がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の1ページ、受付番号6番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましては、議案書記載のとおり立花宗茂公夫人の墓、通称ぼたもちさんですが、その周辺の整備計画に基づく駐車場整備のためということになっております。

また、説明資料1、2ページに工事予定地の現況写真及び整備計画図を載せております。今、町の生涯学習課関係のほうでこの事業のほうを進めていますが、一応こちらの説明資料に載せてある2ページの下図、これはあくまでも完成図ということで、まだ数年かかるということですが、今年度から土砂等のほうを入れていくということで、この届出が出ておりますので、補足して説明をしておきます。

以上で報告第15号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問、意見等は何かございますか。

中嶋委員… ここは数年かかるということですが、管理はされるんですよね。もう売却されとるならば、誰も鋤もさっさんちゅうことでしょう。

事務局… はい、町のほうで順次、建設残土を今から入れていく。

中嶋委員… 横の道路はつながってるのかな。ちょうど今、中学生が通る何とか道路があるでしょうが、あれとつながってるのかな、ぴしゃっと高さぐらいは、その高さに。

事務局長… 高さは合わせる……、そういった道路整備とかいろいろ出てくるんで、ちょっと複数年で、まだ今年度も建設工事等の残土を入れていくとい

うことなので、ちょっとまだ具体的にどのぐらいの面積とかっていうのははっきりは分からんという話なんですね。

ただ、一応今のところでは、ちょっとこれはまだ現下の段階での計画としては、令和5年ぐらいをめどに仮駐車場の整備、これは碎石による、固めるといふところの計画ですけど、そのぐらいものがちょっと出てるというところで、まだはっきりそこになるかというのは分からないんですが、取りあえず今年度からそれをしていくためには、転用をかけていくという必要があるので、今回出てるというところで御理解いただければと、今後整備されていくという形で認識していただければと思います。

中嶋委員… 将来的に奥2枚まで行くということはなかつですかね。

事務局長… 奥2枚、一応この計画図で行くと、その2枚はそこがどこまで行くのかというのは、すみません、私たちもまだ分からんとですけど、中途半端な感じはするですよ。

中嶋委員… こがんでいくと、じゅるならせんとかねって思うとたいな。

事務局長… その辺りは特に。

中嶋委員… たかべらすとかな。

事務局長… はい、だけん、建設ばされるところとちょっと調整と打合せを。

中嶋委員… くいは打ってあったけんね、大分これは空けてから作ったたいね。麦は。くいは打ってあったんけん、50cmから70cmぐらい空けてから造ってあるけんが、だけん、すぐ工事に入るとかなって思ったばってんが。もう前から入ってこらすもんねって話は聞いたもんで。

事務局長… 一応聞いたとは、腹栄中の前の通りの道のほうから埋めていくというようなことは聞いています。

中嶋委員… あんまり広くすると今度は車が通るけんねって思うとたいね、車で通らん人もいとだけんが、中学生が通っていくというところばってん、車がたくさん行くともいかんけん。ただそれだけです。すみません。

木原推進委員… 場所が分からんとばってんが。

中嶋委員… 場所は腹栄中学校の真ん前です。中学校の南側になります。腹栄中学校があつて、テニスコートがあつて。

木原推進委員… 六栄から来とる先ん方。

中嶋委員… 南側、ここはもう腹栄中学校です。

増岡委員… 左側は折地のほうに行くのかな。

濱北会長… 左さん下りるなら。

増岡委員… 左さん下りるなら、折地さんに行く道がある、東側にはね。

木原推進委員… 腹栄中学校って書いてあったらよかとやけど。

事務局… すみません。

増岡委員… もう番地だからね、あの闇千代さんは全国的に大河ドラマの候補にもなるぐらいの有名なところで、地元のところは保存していくってことで、長洲町も観光の場所になる可能性もあるんですよ。それを見据えて整備というのが、関連、両方とも協同して、そういうことでしょうか。

事務局長… 一応そういうところも含めての整備というところですよ。

増岡委員… 期待しております。

濱北会長… 何か、どうぞ。

増岡委員… いえいえ、もう終わりです。闇千代さんは後で調べてもらったらよかです。

濱北会長… ほかにないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、報告第15号は終わります。

次に進みます。

2 ページ、報告第16号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長… それでは、報告第16号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の2 ページから4 ページ、受付番号17番から24番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。

簡単ですが、以上で報告第16号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。 ないですか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。なければ、報告第16号はこれをもって終わります。

次に進みます。6 ページです。

議案第31号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議

題といたします。

事務局より説明をしてください。

事務局長… 議案第31号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。

議案書の6ページから13ページ、受付番号が35番から37番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等について御説明いたします。説明資料の3ページから8ページになりますが、併せて御覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積6万6,106㎡、農作業歴9年の経験があり、1人で作業を行っておられ、今後も全ての農地を利用するというございます。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、耕運機1台、コンバイン1台、営農トラック2台を所有されています。

通作距離につきましては、自宅から車で10分程度ということです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業し、農業の維持発展に関する話合いや活動への参加及び地域での取決めに遵守協力し、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるということです。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は7万1,105㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから、問題ないと考えられます。

以上、受付番号35番から37番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の5番中嶋委員にお願いいたします。

中嶋委員… はい。中嶋です。これにつきましては、以前から購入している同じところだと思います。それと気になったのが、8ページの地図の一番上ですけども、ここは区画整理してあるところですよ、違ふとかな。

事務局長… 区画整理……。

中嶋委員… 今までの区画整理ばしてあるところかね、831番地。

濱北会長… 区画整理ばしてあつど、そこは。

中嶋委員… そこもその対象に入るとだろうか。

事務局… いや、ここはセットで買うという……。

中嶋委員… 下の田んぼは区画整理はしてなかじやろう。

事務局… 下はしてないです。

中嶋委員… 815-1は。

事務局… はい。

中嶋委員… だけん、基本的にはここまでは根本的に行かすつもりであるとかな、この道までが。

濱北会長… そこまで行かん。内容はあそこの道から下だけなんです。この件は道から上が……。

中嶋委員… 道から下ですよ、まだ道から下ばってんが。

事務局長… だけん、一応ここは白地ではあつとですよね。

中嶋委員… 全部あそこの前は全部白地やろう。

濱北会長… これからこっちは圃場整備してあつとよ。

事務局… だけん、あっこから上でしょう、農村公園の先でしょう。

濱北会長… これから上は。これから下ば売りよつとやろう。

増岡委員… 上は831番……。

中嶋委員… 多分まだ、平原役場線はまだ上だんな。この地図より上だんね。これはちょうどここから入ってきたところの、昔、●●センターの裏ぐらいやろうかなという気がする。

濱北会長… これは耕作者が・・・だもんな。

中嶋委員… 一緒に売ってあるところばってんが。

濱北会長… この持主さんが売主さんじゃろう、売主さんがこの二つば一緒に売つとんなつとですよね。

増岡委員… 一緒に売ったわけね。

濱北会長… 以前にも売主さんという人が、塘下も売ってある、それからあそこの澁ノ上も売ってある……。

中嶋委員… 結局それにつながって1枚だけ買うけど、どこでも買うてくれんなら、売らんぞつて。

濱北会長… ここを買うてくれつて頼んで、買主さんが買うた実績があります。そういうことで、ここは隣同士だもんだだけん、売主さんが売つとんなつとですよね。

中嶋委員… ある程度、この前もちよつと言うたばってん、今までいろいろ管理

ば、麦を作ったり、米を作ったりされとったけん、そんなに荒れとらんばってんが、もしも何かの工事に、入るとかなんか知らんばってんが入るまでに、今まで作りよったもんが作らんことには荒れていくばかりやけん、その辺では十分言っていたいただければなど。

事務局… 今のところは貸し出す方向に。

濱北会長… 私が聞いたところでは、今のこの耕作者が作りよるばってんが、当分は作ってよかばいって言うた話は聞きました。

中嶋委員… 全体で4枚かな、ありますけども、これは前回と一緒に関連した感じの話だと思しますので、よろしく願いしときたいと思います。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の楠田推進委員に意見を伺います。

楠田推進委員… 楠田です。今、中嶋委員が言われたとおり、ここは農作業をするってしてあるけど、前から全然されておらんですけど、事務局のほうから何か言われたようなことはなかつですか。もう何か月も前からずっと買っていていきよんなはるばってんが、いつも賛成ばっかしで、ただ中嶋委員が言われたとおり、私は別に問題はないと思いますけど、ただ何も農作業をしよらんで、ずっと広げて、将来的には皆さんも分かっとるかなと思いますけど、御審議お願いいたします。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局と農業委員、それから担当推進委員から説明がありました。この件について何か御質問等はございますか。

今、楠田委員からいい話を聞きました。ただ、今、畑をすいてあるところは、麦は大体作られるような感じはすつとですけど、作るか作らんか知らんけど、作る人もおんなるとやなかですかね、すきよるなら、管理をしてあるなら。

中嶋委員… だけん、知らんばってん、作っちゃあるところもあるですもんね。まだまだ売却してなかつかなって思いながらちょっと見たばんてんが。どがんじゃないか、もうこれは図面ば作ってくるかなと思うたたい、貼り付けてから、もうこしこはは数字に出とる、今度 新しかとこはここですよって。あとこしこは出てくるですねっていう感じで言おうかなと思うたばってん、どがんするかなと思うたばってんが。

濱北会長… 実際にですよ、もうお金ばもろうたなら、しょうがなかだもんな。

中嶋委員… あんまりよかとこじゃ……、耕作者さんとは作っとるかね、あの

辺りは。じゅるして麦はあんまり作られんとだろ？ 米も今度は、あそこはすんなりには入らんどね、あげんとね。だけんが、大体が作りよかところじゃなかつたん。だけんが、小作料はただでんよかけんが荒れんごとしてくれちゅうなら、言うたっちゃ、やっぱじゅるかところは作られんと思うし。狭地のようして、乾燥するとこっじゃなかと麦はできんし。

濱北会長… そういうことで、管理はするようお願いします。

中嶋委員… もう 恥ずかしなかごとしとかんと、ある程度、権力者だろうけんが、た一だ買うたけんが、きれいしとんなるばってんがって言われると、また次があるけん。

濱北会長… ほかに何か意見ありませんか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、採決します。議案第31号、受付番号35番から37番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号35番から37番は、原案のとおり決定し、許可証を交付いたします。

次に進みます。14ページです。

議案第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局長… それでは、議案第32号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。

議案書の14ページから17ページ、受付番号15番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は、清里小学校の西側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の9ページ、10ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、駐車場用地の売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域であるため、第3種農地と判断しており、原則許可になります。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書による残高が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和4年3月1日より着工予定、令和4年3月31日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、自家用車5台分の駐車場用地のため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、土砂等の流出、崩壊がないように慎重に施工をするということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するということでございます。

その他、給水、生活雑排水及び汚水はありません。雨水は側溝に放流ということでございます。

以上、受付番号15番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員2番の土山委員にお願いいたします。

土山委員… 2番の土山です。16、17ページ、17ページが分かりやすかかな、清里小学校の正門入り口の左のほうになっています。今まで庵さんがこの土地は家庭菜園でずっと野菜を作っていましたけど、もう高齢のために、今度は息子が福岡におるちゅうことで、息子が将来的に帰ってきたとき駐車場にできるようにちゅうことで、ここを相殺しとるちゅうことです。ここは道路より15cmから20cm低いぐらいで、ちょっと盛土をすれば立派な駐車場になります。何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、推進委員の坂井推進委員に意見を伺います。

坂井推進委員… 推進委員の坂井です。先ほどお話がありましたとおり、四方を宅地に囲まれており、駐車場としてもいい場所とは思っていますので、審議のほどよろしく申し上げます。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局、それから農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。ほかにないようですので、採決をいたします。議案第32号、受付番号15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第32号、受付番号15番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。18ページです。

議案第33号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局… それでは、議案第33号、農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、19ページが総括表となり、2021年の期間ごとの総括になります。20ページが今回の借手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして今後の経営面積となります。詳細につきましては21ページから23ページ、賃借権が16件、34筆、4万7,352㎡、22ページ、期間借地10件、12筆、8,880㎡、23ページが、使用貸借権2件、3筆、7,237㎡となっております。

以上、議案第33号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。ないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、採決をしていいですか。

はい の声有

濱北会長… ありがとうございます。議案第33号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第33号は原案のとおり決定をいたします。

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。

委員、推進委員の皆さんから、御意見、その他の意見で何かございませんか。

増岡委員… ちょっといいですか。

濱北会長… はい、どうぞ。

増岡委員… 10番増岡。ちょっと疑問に思ってるんですが、空き家バンクというのが全国的にあるし、長洲町のほうも高齢者が出ていったら空き家になってる、そこんところ管理しないといろいろ荒れていってるんで、その空き

家バンクの制度は長洲町はどうなっているのか。

それから空き家について、付随している農地、それで全国では農地つきの空き家というのをね、長洲町では登録していますか。実は、農地つき空き家って言うんだったら、ある前の議員さんみたいな感じでね、荒れてるところを買って農地がたまたまついてきてるって。農地のほうは手つかずで、するするって言いながらもしないで、家のほうだけを転売っていう、もしくは駐車場とかほかのほうに転売ってなったり、そういうふうな土地転がしてみたいになるけど、よそではそういう荒れたところに移住者を呼び込んで、例えば定年した後でとか田舎で家庭菜園でもしようかっていうんで、そういうようなことでちょっとした庭つき、農地つきの家があったら、そのところは耕作放棄地が防げるし、町も活性化するのではないかというのが全国的に取り組まれてますよね。

そういうようなところで、長洲町はだんだん年を取ってばっかりで、もう荒れてしまう、耕作放棄地が増えていく、そんなんでは将来どうなるのかなと思って、その空き家の登録とか、そういうのはまだ手つかずでしょうかね。

事務局長… まちづくり課のほうで定住については、今言った空き家バンクというのはあります。その登録がされている、要は地主さんとかが登録しないとそこには載らないので、制度としてはもうあるんですね。実際何件かはたしかあったと思います。

皆さんも御存じのとおり、農地つきの空き家については、うちの委員会で、例えばその空き家バンクに登録された、農地つきの空き家が登録された場合は、今1㎡以上からするという制度はできていますので、長洲町としては制度はあるんです。制度はあるので、あとは利用する方が出てこない、そこはできてこないのということです。

増岡委員… そうですよ、制度はあるということですね。やっぱり下限面積がそういうふうなあれで低く抑えて、しやすいような取組ができるようなというのは、そういう制度はあるってということですね。利用者がいないというだけ。そのPRなんかは。

事務局… PRは定期的にはされています。それと、当然こういった宅建業会とか、そういったところとまちづくり課もリンクしてやっているんで、そういったところの該当があれば上げてくださいという呼びかけはしていると思います。

増岡委員… このところに農業をしている、農家ではないんですけど、やはりずっとしていくと、今、農業委員とか推進委員の方たちも何年後かはもう年を取ってからそうなるかも分からないけど、今のうちにね、そういうふうな道をしていけば、少しでも人数があればね、そういう道を知ってて、誰かおらんかねっていうのをすればね、若い人が入ってくる、若くなくてもね、そういうふうなんで活性化するんではないかなと思うんですね。一つちょっと聞いてみました。すみません。

濱北会長… ありがとうございます。ほかに何かございませんか。
ありません の声有

濱北会長… ないようでしたら、事務局より連絡事項をお願いします。

- 1 農業経営基盤強化の制度の変更の説明
- 2 人・農地プランの進捗状況について
- 3 活動日誌について
- 4 次回の定例総会について
- 5 個人情報等の取扱について

濱北会長… ありがとうございます。

土山委員… パトロールはしたたいね、暑かときね、3年度、あの結果は出とつと、どれぐらい荒れとるかとか。

事務局… 次回にちょっとお示ししようかなと思って。

土山委員… 分かりました。

濱北会長… いいですか。

はい の声有

濱北会長… 全て終了いたしました。これをもちまして、令和3年度第9回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

事務局… 起立。礼。

閉会（終了 午前10時40分）